

平成 30 年 8 月 2 日

関 係 各 位

門司海上保安部

航行安全課長

海峡花火大会における航泊の禁止について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港における船舶交通の安全確保に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、8月13日（月）午後7時50分から午後8時40分までの間、関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、関門海峡花火大会が開催されることに伴い、別添の港長公示第6号（平成30年8月2日付け）により付近海域における一般船舶の航泊を禁止することと致しましたので、貴傘下関係者に周知方よろしくお願いいたします。

謹白

問い合わせ先

門司海上保安部 航行安全課

TEL : 093-321-0398

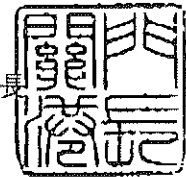
FAX : 093-331-1168

港長公示第 6 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

平成 30 年 8 月 2 日

関 門 港 長



海峡花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

平成 30 年 8 月 13 日（月）午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までの間

ただし、午後 9 時 30 分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区 域（別図参照）

（1）関門港門司区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ① 北緯 33 度 56 分 45.7 秒 東経 130 度 57 分 28.8 秒
- ② 北緯 33 度 57 分 03.1 秒 東経 130 度 57 分 12.8 秒
- ③ 北緯 33 度 56 分 46.9 秒 東経 130 度 56 分 58.3 秒
- ④ 北緯 33 度 56 分 30.3 秒 東経 130 度 57 分 13.5 秒

（2）関門港下関区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ⑤ 北緯 33 度 57 分 18.3 秒 東経 130 度 56 分 39.5 秒
- ⑥ 北緯 33 度 57 分 12.6 秒 東経 130 度 56 分 47.8 秒
- ⑦ 北緯 33 度 56 分 44.6 秒 東経 130 度 56 分 18.7 秒
- ⑧ 北緯 33 度 56 分 33.2 秒 東経 130 度 56 分 14.1 秒
- ⑨ 北緯 33 度 56 分 35.3 秒 東経 130 度 55 分 58.4 秒
- ⑩ 北緯 33 度 56 分 50.9 秒 東経 130 度 55 分 53.5 秒
- ⑪ 北緯 33 度 56 分 51.5 秒 東経 130 度 55 分 59.3 秒

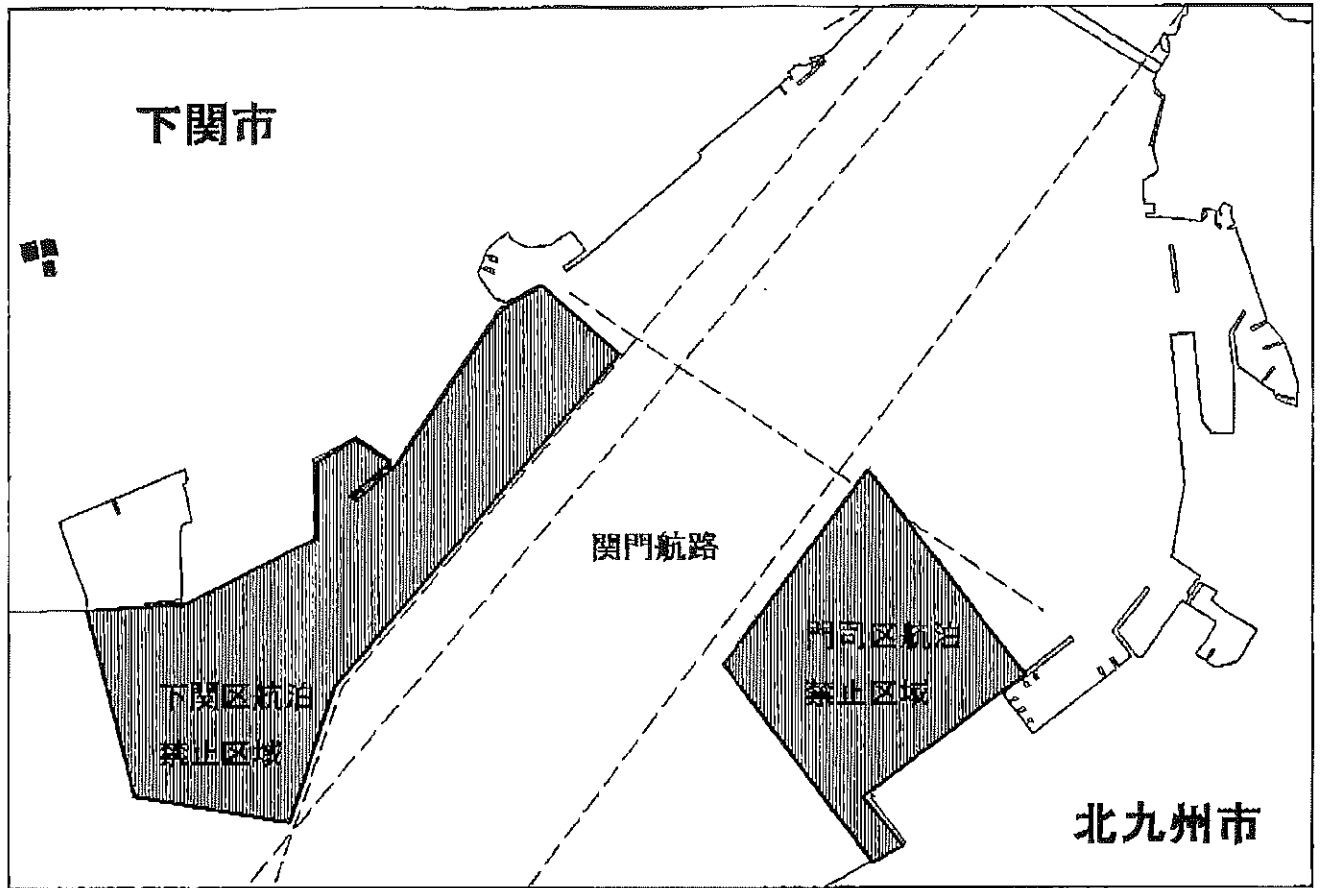
3 備 考

（1）航泊禁止期間中、現場付近に警戒船（門司区側 7 隻、下関区側 6 隻）が配備される。

（2）航泊禁止区域を明示するために、標識船（門司区側 2 隻、下関区側 3 隻）が配備される。

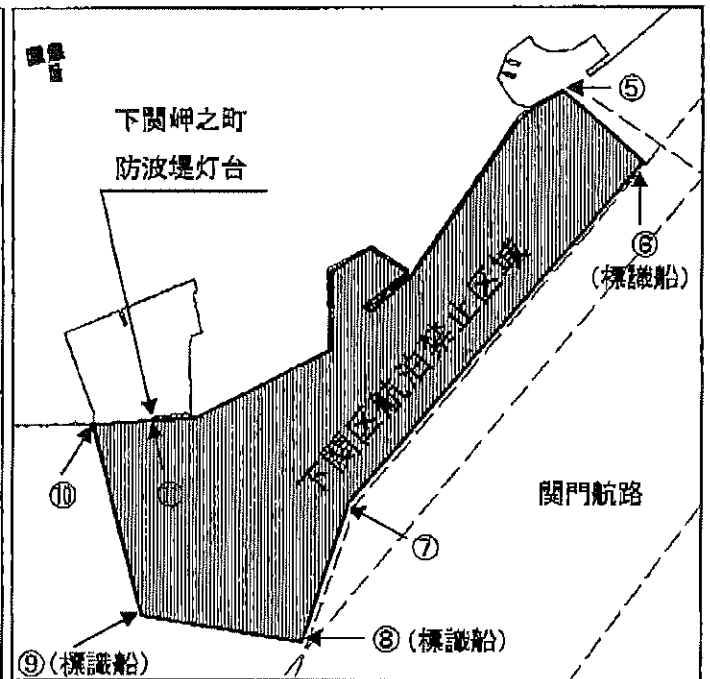
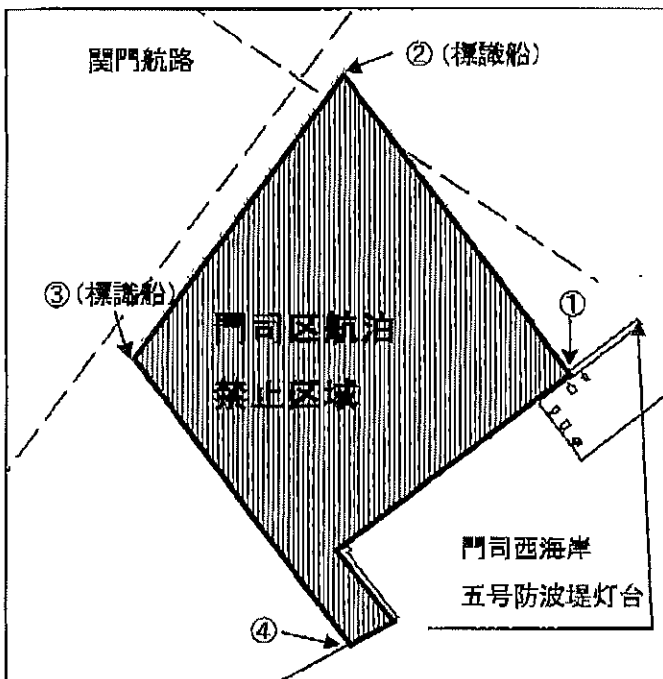
（3）航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

【航泊禁止区域 全体図】



【門司区航泊禁止区域】

【下関区航泊禁止区域】



【関門港門司区】

- ① 北緯33-56-45.7 東経130-57-28.8
- ② 北緯33-57-03.1 東経130-57-12.8
- ③ 北緯33-56-46.9 東経130-56-58.3
- ④ 北緯33-56-30.3 東経130-57-13.5

【関門港下関区】

- ⑤ 北緯33-57-18.3 東経130-56-39.5
- ⑥ 北緯33-57-12.6 東経130-56-47.8
- ⑦ 北緯33-56-44.6 東経130-56-18.7
- ⑧ 北緯33-56-33.2 東経130-56-14.1
- ⑨ 北緯33-56-35.3 東経130-55-58.4
- ⑩ 北緯33-56-50.9 東経130-55-53.5
- ⑪ 北緯33-56-51.5 東経130-55-59.3